



高齢福祉保険課長 就任所感

青森県健康医療福祉部
高齢福祉保険課

課長 舘田 満良

(たてだ みつよし)

略歴

- 昭和61年4月 青森県庁入庁
- 平成28年4月 青森県健康福祉部高齢福祉保険課
国保広域化グループマネージャー
- 平成31年4月 青森県健康福祉部健康福祉政策課
総務グループマネージャー
- 令和4年4月 青森県健康福祉部こどもみらい課
課長代理
- 令和5年4月 青森県健康福祉部健康福祉政策課
課長代理
- 令和6年4月 現職

日頃より健康医療福祉行政に携わっている皆様には厚く御礼申し上げます。

平成30年度の国民健康保険制度改正によって、県がその財政運営や効率的な事業の確保等について中心的な役割を担うこととなり、また、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」を経て、国民健康保険運営方針の運営期間の法定化（6年間）、医療費適正化や国保事務の標準化・広域化の推進に関する事項の同方針への必須記載事項化など、国保制度の基盤強化等に向けた一層の取組が求められることとなりました。

こうした状況の中、県では、国民健康保険事業の統一的指針となる「青森県国民健康保険運営方針」に保

険料水準の完全統一へのスケジュールを新たに盛り込み、令和6年度から令和11年度を対象期間として、令和6年3月に改定いたしました。

保険料水準の統一については、県全体で被保険者間の受益と負担が公平となるよう、県内のどの市町村に居住していても、同じ所得水準・同じ世帯構成であれば同じ保険料額となること（保険料水準の完全統一）を実現するため、保険料、保健事業、収納対策、事務標準化の4つのワーキンググループを設置し、令和7年度からの納付金ベースでの水準統一、令和12年度からの保険料水準の完全統一を目指し、市町村の皆様のご意見を丁寧にお聴きし、引き続き協議を行っていきたくと考えています。

また、同方針は3年ごとに検証を行い必要な見直しをすることとしておりますので、令和9年度の見直しに向け、更に市町村をはじめ関係者の皆様との議論を深め、PDCAサイクルに沿った取組を推進して参ります。

国民健康保険制度の適正かつ安定的な運営のため、本年度も、市町村の皆様と一体となって取り組んでいく所存です。県としてもより一層の努力を重ねて参りますので、皆様の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。